

13 歳以上 18 歳以下対象：保護者が同伴しない場合の同意書 MR 接種漏れ者事業予防接種予診票添付用

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

下記に記載されている「MR ワクチン予防接種を受けるに当たってのご説明」の内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、保護者自署欄に署名してください。(署名がなければ予防接種は受けられません。)
接種を希望しない場合には、自署欄に記載する必要はありません。

「MR ワクチン予防接種を受けるに当たってのご説明」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。

なお、本同意書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本同意書が区に提出されることに同意します。

保護者自署

住 所

緊急の連絡先

※本同意書は、大田区が独自の制度として実施するMR(麻しん風しん二種混合)ワクチンの接種漏れ者を対象とする予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子様が1人で予防接種を受ける場合は、必ずこの同意書を予診票と併せて提出させるようにしてください。ただし、予防接種を受ける方が、既婚者である場合は、この限りではありません。

本同意書および予診票双方に保護者の署名がないと、お子様1人での予防接種は受けられません。

MR ワクチン予防接種を受けるに当たってのご説明 ～予防接種に欠かせない情報です。接種の前に必ずお読みください～

○保護者の方へ：必ずお読みください。

【予防接種の対象となっている13歳以上18歳以下のお子様をお持ちの保護者の方へ】

13歳未満のお子様はMR接種漏れ者事業予防接種を受けるには保護者の同伴が必要ですが、13歳以上18歳以下の方のMR接種漏れ者事業予防接種については、保護者がこの同意書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合には、この同意書に自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。(当日はこの用紙を必ず持参させてください。)

この同意書に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や大田区保健所等に確認し、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

1 麻しん・風しんの症状

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染によって発症します。非常に感染力が強い病気です。約10日～12日の潜伏期間を経て発病すると38℃以上の熱が3～4日間続き、せきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりますが、また39～40℃の高熱となり、同時に体の中心部から発疹が現れてきます。高熱は4～5日で解熱し、次第に発疹も消失しますが、しばらく発疹の後には茶褐色の色素の沈着が残ります。

麻しんにかかると気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などの合併症を併発することもあります。

また、非常にまれですが、麻しんにかかってから数年後に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という重い脳炎を発症することがあります。

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。2～3週間の潜伏期間を経て発症し、発熱、発疹、リンパ節腫脹などの症状が発症しますが、一般的に軽症のことが多く2～3日で回復することから「三日ばしか」とも呼ばれることがあります。合併症としてまれに関節炎、血小板減少性紫斑病、脳炎などを発症する場合があります。

また、風しんは大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向がみられます。妊婦が妊娠初期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる危険性があるため、免疫をつけておく必要があります。

裏面あり

2 使用ワクチン

弱毒性麻疹ウイルスをニワトリ胚培養細胞で増殖させ、また、弱毒性風疹ウイルスをウズラ胚培養細胞で増殖させ、得られたウイルスを精製して混合し、凍結乾燥したワクチン（生ワクチン）です。

※ 予防接種を受けたお子さんのうち95%以上が免疫を獲得することができるとされています。

3 MRワクチンの副反応

主な副反応として臨床試験での症例は、発熱（27.3%）、発疹（12.2%）、鼻汁（9.3%）、咳嗽（7.8%）、注射部位発赤（7.3%）注射部位腫脹（2.9%）などです。重大な副反応としてショック・アナフィラキシー様症状（0.1%未満）血小板減少性紫斑病（0.1%未満）急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（頻度不明）、脳炎・脳症（0.1%未満）けいれん（0.1%未満）などが添付文書に記載されています。

4 健康被害救済制度

このMR（麻疹風疹二種混合）接種漏れ者事業によるMR（麻疹風疹二種混合）予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種です。ワクチン接種により健康被害が発生した場合、予防接種法に基づいた救済は受けられませんが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する医薬品副作用被害救済制度や大田区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険制度（予防接種実施主体特約）による救済制度の対象となる場合があります。

5 定期予防接種の対象年齢と受け方（参考）

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	1期				2期	
【定期予防接種の対象者】1期 1歳～2歳に至るまで（2歳の誕生日の前日まで）						
2期 5歳～7歳未満で小学校入学前の1年間 （いわゆる年長児の4月1日～翌年3月31日まで）						

※ 接種前に麻疹又は風疹にかかったお子さんであっても、MRを接種して差し支えありません。

※ 輸血またはガンマグロブリン製剤の投与を受けたお子さんの場合、生ワクチンの効果を減衰させる可能性があるため、投与から3か月間はあけて（大量投与の場合は6か月以上あけて）接種する必要があります。接種時期については、かかりつけの医師によく相談してください。

6 接種にあたっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④BCG、麻疹風疹等、他の生ワクチンの接種後27日以上過ぎていない場合
- ⑤四種混合、インフルエンザ等、他の不活化ワクチンの接種後6日以上過ぎていない場合
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

お子様の健康状態が良好でない場合や以下の場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する場合
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた場合及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- ③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある場合
- ④過去にけいれんの症状を起こしたことがある場合
- ⑤過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合